

立山町建設工事入札参加資格審査要領の全部を改正する。

立山町建設工事入札参加資格審査要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、立山町財務規則(昭和59年立山町規則第2号)第124条第2項及び第137条の規定に基づき、立山町が発注する建設工事の請負契約の競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、資格審査の時期及び方法等について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者)

第2条 競争入札に参加できる者(以下「入札参加資格者」という。)は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定により建設業の許可を受けていること。

(2) 法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項について審査を受けていること。

(3) 第6条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 立山町建設工事等指名停止要領(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中の者

(3) 税を滞納している者

(4) 第10条の規定により入札参加資格を抹消され、2年を経過しない者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続(以下「更正手続」という。)開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「再生手続」という。)開始の申立てがなされている者又は更正手続の開始の決定を受けた者若しくは再生手続の開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格の認定を受けていない者

(6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)第3条各号に規定する者

(資格審査申請の時期及び方法)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 建設業許可証明書(写し)

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)

(3) 補足的事項に関する申請書(町内に主たる営業所を有する者(以下「町内業者」という。)に限る。)

(4) 工事経歴書

(5) 営業所一覧表

(6) 技術職員名簿

(7) 使用印鑑届

(8) 納税証明書(写し)

(9) 登記事項証明書(法人の場合)(写し)又は身分証明書(個人の場合)(写し)

(10) 委任状(委任先事業所を有する場合並びに町内事業所のうち、代表者以外が代理人として入札参加することが見込まれる事業所入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合に限る。)

(11) 町内支店・営業所等調書(町外に主たる営業所を有する者が、町内の支店又は営業所の代表者に契約履行に関する権限を委任する場合に限る。)

(12) 暴力団等の排除に関する誓約書

(13) 税務情報の取扱いに関する同意書

(14) その他町長が必要と認める書類

2 競争入札に参加しようとする者は、申請書及び前項各号の添付書類を令和6年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度(以下「定期受付年度」という。)の12月15日から1月末日まで(立山町の休日を定める条例(平成元年立山町条例第21号)第1条第1項に規定する休日を除く。)に町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する定期受付年度のほか、定期受付年度以外の年度(以下「追加受付年度」という。)に追加で申請書を受け付けるものとする。

(入札参加資格の認定)

第4条 町長は、前条の規定により申請をした者について、立山町請負工事等入札資格審査及び入札参加業者選定に係る委員会等に関する規程(平成13年立山町訓令第2号)に規定する立山町請負工事等入札参加者資格審査委員会(以下「委員会」という。)の審査結果に基づき入札参加資格を認定する。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格を有すると認められた者のうち、町内業者にあつては、次に掲げる事項について審査し、審査結果に数値を付するものとする。

(1) 客観的事項数値 法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値(入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日における事実に基づき許可行政庁から通知がなされたもの)による。

(2) 補足的事項数値 次により算定された数値の合計とする。

ア 工事成績 審査基準日(当該定期受付年度の1月1日現在とする。)の前2年間に当該事業者が施工し完成検査で工事成績評定通知を受けた立山町発注の工事に係る成績評定の点数について、当該2年間ににおける平均点をもとに、別表第1による。ただし、過去2年間に於いて、施工実績がない場合は、点数を0とする。

イ 工事実績 審査基準日の前2年間に当該事業者が施工した立山町発注の工事に係る完成工事高について、当該2年間ににおける平均点をもとに、別表第2による。

ウ 工事表彰 定期受付年度及びその前年度における町内での建設工事で、富山県建設優良工事表彰を対象とし、受賞した建設工事の種類において別表第3による。

エ 技術職員数 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数をもとに、別表第4による。

オ 品質管理 資格審査申請日(以下「申請日」という。)において、公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001(建設業に関連するものに限る。)を入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表第5による。

カ 本店所在地 申請者の本店所在地が立山町にある場合において、別表第6による。

キ 地域・社会貢献

(ア) 除雪協力 審査基準日の前2年間に於いて、立山町と除雪業務又は凍結防止剤散布業務に関し契約を締結した実績がある者を対象とし、別表第7による。

(イ) 災害協力 申請日において、立山町地域防災計画に基づき町と締結した協定に参加している者を対象とし、別表第7による。

(ウ) 消防団協力事業所の認定 申請日において、立山町消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成20年立山町告示第102号)に規定する消防団協力事業所の認定を受けている者を対象とし、別表第7による。

(エ) 地域ボランティア活動状況 事業所として定期受付年度開始日の直前2年間に於いて、2回以上、町内で地域ボランティア活動を継続的に行っている者を対象とし、別表第7による。

(オ) 環境への配慮 申請日において、JAB若しくはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001又は一般財団法人持続性推進機構が認証・登録したエコアクション21を入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表第7による。

(カ) 障害者雇用 申請日において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する障害者の雇用義務があり、法定雇用率を満たす数以上の障害者を雇用している者及び障害者の雇用義務はないが、障害者を1名以上雇用している者を対象とし、別表第7による。

(キ) 鳥獣被害対策実施隊員雇用 申請日において、立山町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例(平成25年立山町条例第9号)に規定する鳥獣被害対策実施隊員に委嘱されている者を1名以上雇用している者を対象とし、別表第7による。

ク 信用状況 審査基準日の前2年間に於いて、指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けた者を対象とし、別表第8による。なお、当該期間内に2回以上これらの措置を受けた場合は、減点点数を加算する。

3 前項の規定により算出された客観的事項数値及び補足的事項数値の合計により、法第2条第1項別表1に基づく建設工事の種類ごとに総合数値を算出する。

(格付)

第5条 総合数値を算出したもののうち、土木工事、建築工事、管工事及び舗装工事については、申請者の数及び発注工事の規模別件数等を勘案し、競争性の確保を考慮して工事の種類別に委員会において格付を行うものとする。

(建設工事競争入札参加資格者名簿)

第6条 町長は、前2条の規定により入札参加資格を有すると認めた者については、競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載し、公表するとともに、申請者に対して資格の有無及び等級(工事の種類別格付を行ったものに限る。)を通知する。

(資格の承継)

第7条 入札参加資格者で営業の同一性を失うことなく組織変更を行った者又は入札参加資格者から営業譲渡を受けた者等は、その資格を承継できるものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 入札参加資格の有効期間は、定期受付年度にあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月31日までとし、追加受付年度にあつては資格者名簿に登載された日から次の定期受付年度の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第9条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更等があったときは、速やかに入札参加資格審査申請書内容変更届出書を町長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 受任先営業所の名称及び所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 電話番号及びFAX番号
- (7) その他町長が必要と認める事項  
(入札参加資格の抹消又は格付の降級)

第10条 町長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (4) 前条に規定する変更等の届出をしなかったとき。  
(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行し、令和7年度の建設工事入札参加資格の認定から適用する。

別表第1(第4条関係)

工事成績

平均点数(過去2年間)	配点
65点以上	(工事成績平均点数-65点)×2により算出した数値(上限を100点とする。)
65点未満	(工事成績平均点数-65点)×2により算出した数値(下限を-50点とする。)
過去2年間に実績なし	0点

備考 過去2年間で工事成績評点の通知を受けたものについて、工事業種ごとの成績評点の平均点(小数点以下は四捨五入)により主観点数を加算する(共同企業体の構成員として施工された実績も含む。)

別表第2(第4条関係)

工事实績

平均完成工事高(過去2年間)	配点
3,000万円以上	16点
2,500万円以上3,000万円未満	14点
2,000万円以上2,500万円未満	12点
1,500万円以上2,000万円未満	10点
1,000万円以上1,500万円未満	8点
500万円以上1,000万円未満	6点
200万円以上500万円未満	4点
200万円未満	2点
0	0点

別表第3(第4条関係)

工事表彰

区分		配点
県本庁所管	知事賞	20点
	部長賞	15点
県出先機関所管	最優秀賞	15点
	優秀賞	10点
	良賞	5点

備考 過去2年間で加点することができる数値の上限は20点とする。

別表第4(第4条関係)

技術職員数

区分	配点
1級技術者	3点/1人
2級技術者	2点/1人
その他技術者	1点/1人

備考 上限は30点とする。

別表第5(第4条関係)

品質管理

区分	配点
ISO9001認証を取得している。	5点

別表第6(第4条関係)

本店所在地

区分	配点
本店所在地が立山町にある。	5点

別表第7(第4条関係)

地域・社会貢献

種類	区分	配点
除雪協力	過去2年間に、町と除雪業務又は凍結防止剤散布業務に関し契約を締結している。	10点
災害協力	立山町地域防災計画に基づき町と締結した協定に参加している。	5点
消防団協力事業所	立山町消防団協力事業所の認定を受けている。	5点
地域ボランティア活動	事業所として、町内で地域ボランティア活動を継続的に行っている(過去2年間に2回以上)。	5点
環境への配慮	ISO14001認証又はエコアクション21認証・登録を取得している。	5点
障害者雇用	障害者の雇用義務があり、法定雇用率を満たす数以上の障害者を雇用している。	5点
	障害者の雇用義務はないが、障害者を1名以上雇用している。	5点
鳥獣被害対策実施隊員雇用	立山町鳥獣被害対策実施隊員に委嘱されている者を1名以上雇用している。	5点

別表第8(第4条関係)

信用状況

区分	配点
1回の指名停止期間が1か月以内	-10点
1回の指名停止期間が1か月を超え2か月以内	-20点
1回の指名停止期間が2か月を超え3か月以内	-30点
1回の指名停止期間が3か月を超える場合	-40点